

キューピットバレイ
新第2リフト建設事業

要求水準書

令和5年4月

上越市

目 次

第 1	総則	1
1	要求水準書の位置付け	1
2	要求水準書の変更	1
第 2	事業実施に当たっての基本的事項	2
1	事業の目的	2
2	事業の内容	2
3	事業区域等に関する事項	3
4	適用法令・基準等	4
第 3	施設整備に関する要求水準	6
1	施設整備の方針	6
2	施設概要	6
3	基本要件	6
4	建物の構造	7
5	内外装計画	7
6	サイン計画	8
7	施設・設備の要求水準	8
8	建築の要求水準	10
9	建築設備の要求水準	10
10	備品等の要求水準	12
11	造成の要求水準	12
第 4	各業務に関する要求水準	13
1	基本事項	13
2	調査業務	14
3	設計業務	14
4	各種許認可等申請業務及び支援業務	17
5	工事監理業務	17
6	建設工事業務	18
7	既存施設の解体工事業務	21
8	保証について	22

資料一覧

資料番号	資料名称
資料 1	位置図
資料 2	事業区域図（キューピットバレイスキー場エリア図）
資料 3	事業区域測量図（抜粋）
資料 4	事業区域周辺降積雪記録
資料 5	上越市安塚雪だるま高原施設整備活用基本計画（概要版）

※資料 1～5 は市ホームページからダウンロード可能

資料番号	資料名称
資料 6	既存施設（第 2 クワッドリフト関係）の図面（抜粋）
資料 7	県立自然公園区域図
資料 8	土砂災害警戒区域図
資料 9	地すべり防止区域図（須川南）
資料 10	上越市景観条例資料

※資料 6 以降は、参考図書

第1 総則

1 要求水準書の位置付け

本要求水準書は、上越市（以下「市」という。）が設計施工一括発注方式により実施するキューピットバレイ新第2リフト建設事業（以下「本事業」という。）において、本事業の業務を行う事業者に要求する性能の水準を示すものである。

2 要求水準書の変更

市は、本事業期間中に、法令等の変更、災害の発生、その他特別の理由による業務内容の変更の必要性により、要求水準書の見直し及び変更を行うことができる。

要求水準書の変更に伴い、事業者が行う業務内容に変更が生じるときは、キューピットバレイ新第2リフト建設事業建設工事請負契約書（以下「契約書」という。）の規定に基づき、所定の手続きを行うものとする。

第2 事業実施に当たっての基本的事項

1 事業の目的

キューピットバレイスキー場の索道施設は、ゴンドラをメインに第1クワッドリフト・第2クワッドリフト、及び2本のペアリフトの全5本の索道により構成されているが、平成2年（1990年）のスキー場開業以来32年が経過し、施設設備全体の老朽化が著しく、大規模な修繕や更新が必要な時期を迎えている。

上越市では、「日本のスキー発祥の地」から発信する「誰でも雪を楽しめる新しいスノーリゾート」の実現を目指すため、雪だるま高原エリア全体の将来計画として、令和4年3月に「上越市安塚雪だるま高原施設整備活用基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定した。

この基本計画中の「索道整備計画」において最重要事業として位置付けられている第2クワッドリフトの更新及び延伸、並びに現施設（既存の第2クワッドリフト）の除却を実施することを目的とする。

基本計画に示す本事業の整備ポイント

- 多様な利用者ニーズに対応できる施設
- 人にやさしく、安心して利用できる施設
- 豪雪地の気候条件や周辺環境に配慮した施設
- 長期的に安定したメンテナンスが可能な施設
- 運行コストの低減とゲレンデの魅力度を向上させる効率的な運営に資する施設

2 事業の内容

(1) 事業方式

基本計画に基づいて、事業の実現性と効率的な業務が期待できる設計・施工一括発注方式（DB（Design（設計）－Build（建設））方式）とする。

(2) 契約の形態

市は、本施設の設計・建設業務等を一括で請け負わせるために、落札者を選定事業者（以下「事業者」という。）として、本事業に係る建設工事請負契約を締結する。

(3) 事業期間

契約締結日の令和5年9月末頃から令和7年11月末まで

※今後、関係者との協議、法令上の手続等によりスケジュールに変更が生じる場合がある。

(4) 事業の対象となる業務範囲

事業者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- ・ 調査業務
- ・ 設計業務
- ・ 各種許認可等申請業務及び支援業務

- ・ 工事監理業務
- ・ 建設工事業務（施設建設、造成外構、備品を含む）
- ・ 既存施設の解体工事業務
- ・ その他本施設の整備に必要な業務

3 事業区域等に関する事項

(1) 公共施設等の概要

計画地の概要

項目	内容
所在地	上越市安塚区須川地内
敷地面積等	開発面積 217ha（うち国有林 66ha、市有地 151ha） <ul style="list-style-type: none"> ・ ゲレンデ面積 47ha ・ 残地森林率 76.0% 既存第2クワッドリフトの状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ リフト長 約 1,000m ・ 山頂駅舎標高 920m ・ 山麓駅舎標高 650m ・ およそ標高 800m以上が国有林
区域・区分	都市計画区域外
用途地域	指定なし
防火地域	指定なし
高度地区・高度利用地区	指定なし
地滑り指定地域	ソレイユコース下部（新山麓駅舎建設候補地付近）に指定区域あり
土砂災害警戒区域	指定なし
高さ制限等	建築基準法による
保安林指定	国有林（水源涵養林）
その他	県立自然公園（直峰松之山大池県立自然公園） 第2種及び第3種特別地域指定

(2) 位置図等

資料一覧を参照のこと（本要求水準書目次の次ページに表記）

(3) 民有地について

スキー場エリア内に残存する民有地に影響を与えないこと

(4) 埋蔵文化財

埋蔵文化財包蔵地には該当しないことを確認している。

4 適用法令・基準等

本事業の実施にあたり、遵守すべき法令（施行令及び施行規則等を含む。）及び条例等は次に示すとおりであり、いずれも業務実施時点の最新のものを用いること。このほか、本事業に関連する法令等を遵守すること。

- ・総合保養地域整備法（昭和 62 年法律第 71 号）
- ・国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号）
- ・都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
- ・農地法（昭和 27 年法律第 229 号）
- ・公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）
- ・地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）
- ・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）
- ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）
- ・森林法（昭和 26 年法律第 249 号）
- ・国有林野法（昭和 26 年法律第 246 号）
- ・自然公園法（昭和 33 年法律第 161 号）
- ・自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）
- ・文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）
- ・下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）
- ・水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
- ・鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）
- ・労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- ・道路法（昭和 27 年法律第 180 号）
- ・河川法（昭和 39 年法律第 167 号 9
- ・建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- ・建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）
- ・建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）
- ・電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
- ・電波法（昭和 25 年法律第 131 号）
- ・有線電気通信法（昭和 28 年法律第 96 号）
- ・消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- ・エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）
- ・浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）
- ・景観法（平成 16 年法律第 110 号）
- ・水道法（昭和 32 年法律第 177 号）
- ・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）
- ・建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）
- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- ・ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）

- ・ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- ・ 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年省令第 52 号）
- ・ 危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）
- ・ 新潟県建築基準条例（昭和 47 年条例第 13 号）
- ・ 新潟県県立自然公園条例（昭和 43 年条例第 28 号）
- ・ 上越地域消防事務組合火災予防条例（昭和 47 年条例第 12 号）
- ・ 上越市景観条例（平成 12 年条例第 2 号）
- ・ 上越市大規模開発行為の適正化に関する条例（平成 17 年条例第 77 号）
- ・ 上越市開発行為許可申請技術基準
- ・ 上越市公共建築物ユニバーサルデザイン指針
- ・ 上越市景観計画
- ・ その他の関係法令、関係条例、関係基準・規格等

第3 施設整備に関する要求水準

1 施設整備の方針

基本計画に基づき、本事業の整備ポイントは、次のとおりとする。

○ 多様な利用者ニーズに対応できる施設
○ 人にやさしく、安心して利用できる施設
○ 豪雪地の気候条件や周辺環境に配慮した施設
○ 長期的に安定したメンテナンスが可能な施設
○ 運行コストの低減とゲレンデの魅力度を向上させる効率的な運営に資する施設

2 施設概要

項目	内容
所在地	上越市安塚区須川地内（須川 3994 番地ほか） 山頂駅舎 標高 920m
リフト長	1,600m程度 ソレイユコース下部から乗り込みが容易な最適位置に山麓駅舎を設置すること 車庫線棟を設置すること
索道の種類	特殊索道
索道の方式	単線自動循環式
搬器仕様	フットレスト付きセーフティバー
運転速度	4m/秒以上
毎時輸送量	1,600 人/時以上
搬器定員	4 人以上
索 条	長寿命、低騒音、低伸び率のものを使用
制御方法	インバーター制御方式
予備原動	停電時等のバックアップシステム
風 対 策	風速 20m/秒でも安全運行可能
雪 対 策	豪雪地仕様とする。リフト支柱位置について、地上勾配と積雪による維持管理への影響に配慮すること
そ の 他	上越市景観条例に配慮すること 上越市公共建築物ユニバーサルデザイン指針を遵守すること

3 基本要件

(1) 配置計画

- ・既存の第2クワッドリフトの設置位置との整合性を図るなど、工事に伴う森林伐採や土工事に伴う自然への負荷軽減を図ること。
- ・第1クワッドリフトからの乗り継ぎに配慮した山麓駅舎位置とすること。
- ・ソレイユコース下部でコースと接続し、最大限ゲレンデ上部の各コースの利用を可能にする位置に山麓駅舎を配置すること。
- ・チェアスキーなど障がい者の利用に極力配慮すること。

(2) 造成計画

- ・周辺の日常的風景との調和を図ること。
- ・関係法令に基づき、安全な造成計画とすること。

(3) 建築及び建築設備基本要件

- ・利用者の対象範囲については、聴覚の障害、外国人の利用、左右勝手等の多様性を考慮し、高齢の人や障がいのある人等、幅広い世代の多くの人々が安心して利用できる、わかりやすい平面構成及びユニバーサルデザインに配慮した計画とすること。
- ・上越市「公共建築物ユニバーサルデザイン指針」を遵守すること。上越市「公共建築物ユニバーサルデザイン指針」は「利用者の多い施設」とする。
- ・ライフサイクルコスト、施設の稼働期間を十分考慮し、耐久性が高く、長期にわたり維持管理が容易な施設とすること。
- ・周辺環境の保全上の支障が生じないように計画すること。
- ・機能的、構造的に災害に強い施設とすること。
- ・強風への対応、冬季の積雪、凍結等を考慮した計画とすること。
- ・建物、敷地内は禁煙とする。

4 建物の構造

(1) 耐震性能

- ・施設の耐震性能は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説」の次のとおりとする。

対象部位	耐震安全性の分類
構造体	Ⅱ類
建築非構造部材	A類
建築設備	甲類

(2) 施設の耐用年数

- ・十分な機能を維持できるよう合理的な 20 年間の「長期修繕計画」を作成し、施設の維持、保全に必要な資料を提出すること。

(3) 基礎工法について

- ・事業者決定後、本事業において必要な地質調査を行い（第 4-2(1) 参照）、設計に反映させること。

5 内外装計画

- ・建物の外観の色彩は「上越市環境色彩ガイドライン」の環境色彩基準の範囲を超えないこと。
- ・必要に応じて、雪止め等の積雪対策を行うこと。

6 サイン計画

誘導看板等のサイン表示は、それぞれの空間構成にふさわしい文字の大きさ、書体、色彩に配慮した計画とすること。表記は 2 か国語（英語・日本語）表示とし、ピクトグラムにも配慮し、ユニバーサルデザインを採用した計画とすること。

7 施設・設備の要求水準

本事業により配置する施設・設備の要求水準は、次のとおりとする。詳細については、事業者の提案とする。

(1) 主な設計条件

① 多様な利用者ニーズに対応できる施設

- ・ゲレンデに設置された 5 本の索道すべてが運行していた平成 20 年シーズン（2008-2009）から平成 27 年シーズン（2015-2016）の平均乗車数（シーズン当たり：627,758 人）における割合は、ゴンドラが 18.9%、第 1 クワッドリフト 46.9%・第 2 クワッドリフト 15.4%・第 3 ペアリフト 14.4%・第 4 ペアリフト 4.4%であった。
- ・第 4 ペアリフトが休止した平成 28 年シーズン（2016-2017）から平成 31 年シーズン（2016-2019）の平均乗車数（シーズン当たり：530,231 人）における割合は、ゴンドラが 20.2%、第 1 クワッドリフト 49.4%・第 2 クワッドリフト 19.4%・第 3 ペアリフト 11.0%であった。乗車数が最も少ない第 4 ペアリフトではあったが、ゲレンデ上部のパウダースノーを繰り返し楽しむ層が離れ、全体の集客減につながったことは否めない。
- ・年末年始の記録的な豪雪とコロナ禍の影響が残る中で、過去最低の集客数（53,500 人）となった令和 2 年シーズン（2020-2021）の総乗車数（329,729 人）における割合は、第 1 クワッドリフト 60.5%・第 2 クワッドリフト 28.0%・第 3 ペアリフト 11.5%であった。豪雪の影響だけでなく、ゴンドラ休止に伴う来場者全体やシーズン会員券の減少、第 1 クワッドリフトへの乗車集中による混雑の発生等は、あらかじめ想定されていたとはいえ、キューピットバレイスキー場の持つ「バラエティに富んだゲレンデの魅力」を発揮しきれないというリフト構成の課題が浮き彫りとなった。
- ・既存第 2 クワッドリフトの更新・延伸（1,600m）により、ゴンドラ及び第 4 ペアリフト愛好者を一定程度取り戻すことができると期待され、過去の実績以上に第 2 リフトの利用が増加することも想定される。よって、新第 2 リフトは、現状以上の輸送能力を備える必要がある（既存第 2 クワッドリフト：毎時 1,600 人）。

② 人にやさしく、安心して利用できる施設

- ・搬器への乗降時を始めとして、チェアスキー利用者等にも安心して利用できる最新の工夫を施すこと。
- ・最新の救助システムを備えていること。
- ・上越市公共建築物ユニバーサルデザイン指針を遵守すること。

③ 豪雪地の気候条件や周辺環境に配慮した施設

- ・日本有数の豪雪地であり、短時間に大量の降雪があることなどに対応できる施設・設備の機

能的な設計であること。

- ・上越市景観条例及び景観形成地区である安塚区の指針に従ったものであること。

④長期的に安定したメンテナンスが可能な施設

- ・汎用性があり、長期にわたり部品等の調達が可能であること。
- ・整備作業の容易性、安全性が高い施設であること。

⑤運行コストの低減とゲレンデの魅力度を向上させる効率的な運営に資する施設

- ・現状の第2クワッドリフトと比較して、1本のリフトで滑走可能なコースの選択肢が増加すること。
- ・第1クワッドリフトからの乗り継ぎや周辺コースからの乗り込みのスムーズさに配慮した山麓駅舎の位置及び構造であること。
- ・リフト支柱位置について、地上勾配と積雪による維持管理への影響に配慮すること。

(2) 導入機能と規模

各施設・設備機能の基本的な考え方	
リフト長	1,600m程度 ソレイユコース下部から乗り込みが可能な位置に山麓駅舎を設置し、ゲレンデ上部に広がる多様なコースを容易に楽しめる配置とする 日々の営業終了後に搬器を収納する車庫線棟を設置すること
索道の種類	特殊索道
索道の方式	単線自動循環式
搬器仕様	フットレスト付きセーフティバーを装備
運転速度	4m/秒以上
毎時輸送量	1,600人/時以上
搬器定員	4人以上
索 条	長寿命、低騒音、低伸び率のものを使用 国内外において、15年以上前からの納入実績を持つ「合成樹脂芯製」タイプの索条で、かつ製造メーカーによるサプライス（組み継ぎ）が可能なもの
制御方法	インバーター制御方式
救助装置	可能な限り短時間で容易に救助できる用具等の配備
予備原動	切り替えが容易にできる設備（運転速度1.0m/秒） 脱索以外の故障時、できるだけ運転可能なバックアップシステム
電気設備	山麓・山頂受電設備工事を含む（落雷対策を施すこと）
風 対 策	風速20m/秒でも安全に運行できること
雪 対 策	豪雪地帯における管理を前提とした施設とすること
そ の 他	上越市景観条例に配慮する 上越市公共建築物ユニバーサルデザイン指針を遵守する

8 建築の要求水準

(1) 基本要件

- ・関係法令及び所管行政庁の規制・規格等を遵守すること。また、本要求水準書に記載のないものについても、関係法令に従って必要な設備をすべて整備すること。
- ・維持管理上の作業性も含め、建築及び設備の総合的・経済的な検討を行って計画すること。
- ・省エネルギー及び環境負荷低減を考慮すること。
- ・快適な作業環境及び業務環境を確保すること。
- ・高齢の人や障がいのある人等を含めた、すべての人に対し安全性と利便性を確保すること。
- ・強風への対応、雪害、凍害等の対策に配慮した計画とすること。

9 建築設備の要求水準

(1) 基本要件

- ・関係法令及び所管行政庁の規制・規格等を遵守すること。また、本要求水準書に記載のないものについても、関係法令に従って必要な設備をすべて整備すること。
- ・維持管理上の作業性も含め、建築及び設備の総合的・経済的な検討を行って計画すること。
- ・省エネルギー及び環境負荷低減を考慮すること。
- ・快適な作業環境及び業務環境を確保すること。
- ・高齢の人や障がいのある人等を含めた、すべての人に対し安全性と利便性を確保すること。
- ・使用機器は、極力汎用品から選択するとともに、それぞれの機器が互換性のある製品に統一すること。
- ・盤類・機器類は、入替えを考慮した形状、寸法とすること。
- ・保守点検、清掃、維持管理が容易となる構造、材質とし、作業に必要なスペースを十分確保すること。
- ・強風への対応、雪害、凍害、落雷等の対策に配慮した計画とすること。

(2) 電気設備

①電灯設備

- ・照明設備は、用途、業務環境等に応じて、光環境の確保を図り、保守、運用等が容易な設備とし、「JIS-Z-9110 照明基準総則」を遵守すること。
- ・非常照明、誘導灯等は、関係法令等に基づき設置すること。
- ・原則、省エネルギー型器具（LED等）とすること。
- ・コンセントは、用途、業務環境等を考慮して適切な数量を適切な位置に配置すること。

②動力設備

- ・必要な設備に電源を供給すること。

③雷保護設備

- ・雷保護設備を設置すること。

④受変電設備

- ・ 高圧受電とし、受変電設備を設置し、受電、変電を行うこと。
- ・ 保守点検、維持管理が容易となるように設置すること。
- ・ 電気事業法等の関係法令等を遵守すること。
- ・ 既存受変電施設（一次側）から建設施設受変電設備までの配電線工事を含む。

⑤静止型電源設備

- ・ 非常用照明、受変電設備の操作用電源として直流電源装置を検討すること。
- ・ 事業者が必要と判断する設備に、停電時保障用の無停電電源装置等を設置すること。

⑥発電設備

- ・ 災害時等にインフラ途絶となった場合に対応するため、非常用の発電設備を設置すること。
- ・ 発電設備の能力は、関係法令等に定めのある機器類の予備電源装置として設置するとともに、乗客の避難等に必要重要な重要負荷への停電時送電用とすること。

⑦構内情報通信網設備

- ・ 電光による案内表示が可能なシステムの有無及び仕様については、事業者の提案とする。

⑧構内交換（電話）設備

- ・ 外部通信機能に必要な電話回線を保安器から電話設置位置まで引込むこと。

⑨情報表示（時計）設備

- ・ 施設内要所に時計を設置すること。

⑩拡声設備

- ・ 関係法令等の規定に基づく設備及び施設内案内用の放送設備を設置すること。
- ・ 避難等のための放送設備として、自動火災報知設備と連動した非常放送設備を設置すること。
- ・ スキー場エリア全体の案内放送、BGMの実施等についても対応した設備とすること。

⑪ 監視カメラ設備

- ・ 設置箇所については、各用途に合わせて十分に機能するよう、事業者の提案とする。
- ・ 映像が録画できる装置を設置すること。録画時間、画質等は、後日、画像を確認するのに支障のない程度で、事業者の提案とする。

⑫ 自動火災報知設備

- ・ 関係法令等の規定に基づき、受信機、感知機等を必要な箇所に設置すること。

10 備品等の要求水準

- ・事業者は、新第2リフトの運営上必要となる備品等を提案すること。
- ・必要に応じ、備品についても耐震対策を行うこと。
- ・消耗品については、引渡し後2年間分を納入すること。
- ・備品の設置及び整備を工事期間中に実施すること。

11 造成の要求水準

(1) 敷地造成・整地

- ・駅舎及びロープ支柱基礎敷地の造成後、長期にわたり施設を適切に運用できるよう、事前に地すべり防止、液状化、沈下等の影響予測を行い、切り盛り、客土、改良等の手段を検討し、造成計画を策定すること。
- ・法面、擁壁等は安全性に留意した上で、各種技術基準に基づき、適切に整備を行うこと。また、これらの設備について水抜き計画をすること。
- ・敷地造成に当たっては、土の搬出入をできる限り低減すること。
- ・造成により生じる伐採木については、景観・災害発生等に配慮した位置に集積すること。

(2) 雨水排水

- ・「上越市開発行為許可申請技術基準」に基づき、適切に排水施設を設けること。
- ・事業敷地からの雨水が私有地内に流入しない排水計画とすること。
- ・「上越市開発行為許可申請技術基準」に基づき検討を行い、関係機関と協議の上、オフサイト貯留式の調整池を新たに設置する必要のない計画とすること。

(3) 消防水利

- ・「上越市開発行為許可申請技術基準」に基づき消防に必要な施設を設置すること。

(4) 作業用道路

- ・既存の作業用道路のほか、必要に応じて新たな作業用道路を整備すること。

第4 各業務に関する要求水準

1 基本事項

事業者は、業務の実施にあたり本要求水準書及び技術提案書を基に、市と十分に協議調整を行い、誠実に業務を実施すること。

事業を完遂するために必要な一切の手続等は、原則として事業者の責により行われるものとする。これは、法的な手続のほか、周辺地域住民への工事の説明等を含むものとする。

(1) 業務着手時の提出書類

- ・事業者は業務着手時に次の書類を提出すること。
 - ◇工事着手届兼現場代理人等選任届（市指定様式）
（技術者として本工事に必要な「資格証」の写しを添付すること。）
 - ◇工程表（市指定様式）
 - ◇社会保険等加入に係る誓約書（市指定様式）
 - ◇法定福利費に関する書類

(2) 総合業務計画書

- ・業務の実施に先立ち、調査業務から引渡しまでの実施内容、実施体制、工程、進捗管理方法等を網羅した「総合業務計画書」を作成・提出し、市の承諾を得ること。
- ・「総合業務計画書」は、各業務の概要と取組方針を把握するために作成するものであり、実施事項の詳細は、各業務の着手時に提出する各計画書等に記載すること。なお、各業務に配置する技術者に必要となる資格者証の写しを添付すること。
- ・調査、設計等の段階を経て、「総合業務計画書」の内容が変更となる場合は、「変更総合業務計画書」を作成・提出し、市の承諾を得ること。

(3) 各業務の報告

- ・事業者は調査、設計（基本設計、実施設計）、工事、その監理の内容及び進捗について、定期的に市に説明を行わなければならない。当該説明の時期及び回数は、月に1回程度とし、事業者の提案による。
- ・市は、調査、設計、工事及びその監理の内容及び進捗について、事業者に対し随時報告を求めることができる。

(4) 各業務の進捗等の管理

- ・各業務の進捗管理は、事業者の責任において実施し、定期的に工程状況を報告する進捗工程会議を行うこと。
- ・各業務の進捗に併せて（概算）事業費を事業者が都度算出し、適切な事業費となっていることを確認しなければならない。

(5) 要求水準等の達成状況の確認

- ・事業者は、各業務において、事業者が実施する業務水準が要求水準書及び技術提案書で示し

た水準を達成していることを確認すること。

- ・事業者は、業務着手時に、要求水準書及び技術提案書において提案された水準をどのように達成するかを確認する方法、確認する時期、確認の頻度等について定めた「要求性能確認計画書」を作成し、市に提出すること。なお、「要求性能確認計画書」の様式は、事業者の提案によるものとするが、作成にあたっては、市と協議のうえ作成し、市の承諾を受けること。
- ・事業者は、市の承諾を受けた「要求性能確認計画書」に基づき、要求する水準・性能が達成されていることを確認し、その結果をとりまとめて「要求性能確認報告書」を作成し、市に提出すること。なお、「要求性能確認報告書」の様式は事業者の提案によるものとするが、要求水準の達成状況の評価、評価の根拠、参照する図書等をわかりやすく記載すること。

(6) 社会保険関係法令の遵守

- ・次に掲げる届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く）をすべての回数において下請負人としなすこと。
 - ◇健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
 - ◇厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
 - ◇雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

(7) その他の事項

- ・各業務について、その業務対象・内容ごとに適切な資格要件を満たした技術者を配置し、業務が円滑に実施すること。また、該当する業務対象・内容ごとに対象となる契約書（案）及び要求水準において求める内容に基づき、適切な時期に書類を提出すること。
- ・設計図、調査図、完成図等に関する著作権、著作者人格権に関する事項は、契約書（案）において定める。

2 調査業務

(1) 地質調査

調査箇所等については事業者判断とする。

調査結果は速やかに市へ報告すること。

(2) その他の調査

業務範囲において法令等により必要な調査が発生する場合は、事業者の責任において計画し、実施に伴い市へ報告すること。

3 設計業務

(1) 業務の対象と内容

- ・各種関係法令を遵守し、本要求水準書、契約書（案）、事業者提案等に基づいた、本施設を整備するために必要な一切の設計業務とする。
- ・原則として、「第2-4 適用法令・基準等」に示す設計基準、仕様書等によることとし、公共施設の標準的な水準以上を確保すること。

- ・本要求水準書及び事業者提案等を基に、市と十分に協議を行い、実施すること。

(2) 設計業務実施体制

- ・事業者は、設計業務を総合的に把握し、業務の調整と管理を行う設計管理技術者及び設計の要所において照査を行う照査技術者を配置し、設計業務開始前に市の承諾を得ること。
- ・設計管理技術者は、建築士法第2条第2項に規定する一級建築士の資格を有していること。
- ・照査技術者は、設計管理技術者と同等の資格を有していること。

(3) 着手前の業務

- ・事業者は、次に示す書類を市に提出して承諾を得ること。
 - ◇設計管理技術者及び照査技術者選任届

(4) 設計計画書の提出

- ・事業者は、設計業務着手前に、「設計計画書」を市に提出して承諾を得ること。「設計計画書」には、次に示す事項を明記すること。
 - ◇設計実施体制と各担当分野
 - ◇各担当者の役職、保有資格、実務経験年数、過去3年以内の同種又は類似業務の実績及び手持ち業務状況
 - ◇業務詳細工程表
 - ◇設計方針の説明に関する資料

(5) 設計内容の協議等

- ・市は、事業者に対して設計（基本設計、実施設計）の検討状況について、随時、協議・報告を求めることができる。
- ・基本設計時に、景観アドバイザー制度の活用を予定している。

(6) 進捗状況の管理

- ・設計の進捗管理を事業者の責任において実施すること。

(7) 設計の変更について

- ・市は、必要があると認める場合、事業者に対して、工期の変更を伴わず、かつ事業者の提案を逸脱しない範囲内で、本施設等の設計変更を要求することができる。
- ・設計の変更に関する事項は、契約書（案）において定める。

(8) 業務の報告及び照査

- ・事業者は、「設計計画書」に基づき定期的に市に対して設計業務の進捗状況の説明及び報告を行うこと。
- ・設計業務における要求性能の確認は、設計結果の照査と合わせて照査技術者が実施すること。

(9) 設計図書等の提出

- ・基本設計及び実施設計の終了時に、次に示す設計図書等を市に提出して承諾を得ること。なお、市の承諾に要する期間を十分に確保しておくこと。
- ・完成予想パース以外の提出部数は、市の指示による。

①基本設計

- ・設計図
- ・完成予想パース（駅舎及び支柱の外観、内観）（カラー 各 1 カット、A2 サイズ、アルミフレーム）
- ・基本設計説明書
- ・意匠計画概要書
- ・構造計画概要書
- ・設備計画概要書
- ・工事費概算書
- ・諸官庁協議書、打合議事録
- ・事前調査報告書（事業者が独自に調査を行った場合のみ）
- ・要求性能確認報告書
- ・その他、市が指示するもの
- ・上記のデジタルデータ 一式

②実施設計

- ・設計図
- ・実施設計説明書
- ・数量調書
- ・工事費内訳明細書
- ・構造計算書
- ・設備設計計算書
- ・什器備品リスト、カタログ
- ・建物求積図
- ・許可等申請、各種届出等
- ・諸官庁協議書、打合議事録
- ・上越市「公共建築物ユニバーサルデザイン協議書」（市指定様式）
- ・要求性能確認報告書
- ・設計業務完了届
- ・その他、市が指示するもの
- ・上記のデジタルデータ 一式

(10) 留意事項

- ・基本設計は、単なる建築物の全体像を概略的に示す程度の業務とせず、実施設計に移行した場合に各分野の業務を支障なく進めるために十分な内容とすること。

- ・基本設計において、主要な寸法、おさまり、材料、技術等の検討を十分に行うとともに、空間と機能の在り方に大きな影響を与える項目については、基本方針と解決策が盛り込まれた内容とすること。
- ・基本設計完了後、設計内容が本要求水準書及び提案書に適合していることについて市の確認を受け、実施設計業務に移ること。
- ・実施設計は、工事の実施に必要なかつ工事費内訳明細書を作成するために十分な内容であること。
- ・本事業に必要な法的手続等は、事業者の責任により行うこと。
- ・地質調査等に関して、事業者が必要とする場合に自ら調査を行うことは差し支えない。
- ・事業者は、市が議会、市民等に向けて、具体的な事業計画、設計内容に関する説明を行う場合に、市の要請に応じて会議への出席、議事進行、説明用資料の作成をするとともに、必要に応じて説明に協力すること。

4 各種許認可等申請業務及び支援業務

- ・本事業を実施するうえで、関係法令等で必要な許認可等申請は、事業者において本事業の実施に支障が生じないように、適切に行うこと。
- ・事業者は、市が本事業を実施する上で必要な許認可等の申請を行う場合に、必要な協力を行うこと。
- ・事業者は、市が実施する起債に係る申請書類の作成に当たり、必要な協力を行うこと。

5 工事監理業務

(1) 業務の対象と内容

- ・事業者は、最新の「建築工事監理業務委託共通仕様書」及び「平成 31 年国土交通省告示 98 号建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準」別添一「2 工事監理に関する標準業務及びその他の標準業務」に基づく、工事監理業務とする。
- ・土木工事においても、建築物の工事監理に準じた工事監理を行う。

(2) 監理業務実施体制

- ・事業者は、工事監理業務を総合的に把握し、業務の調整と管理を行う監理業務管理技術者を配置し、監理業務開始前に市の承諾を得ること。

(3) 工事監理計画書の提出

- ・事業者は、工事監理業務着手前に、「工事監理計画書」を市に提出して承諾を得ること。「工事監理計画書」には、次に示す事項を明記すること。
 - ◇工事監理実施体制と各担当分野
 - ◇各担当者の役職、保有資格、実務経験年数、過去 3 年以内の同種又は類似業務の実績及び手持ち業務状況
 - ◇工事監理方針の説明に関する資料

(4) 業務の報告

- ・事業者は、工事監理の進捗状況について、毎月、工事監理報告書を作成し市に報告すること。また、進捗についての契約工期を厳守しつつ、進捗管理に変動がある場合は修正を行い、期日までに完了させること。
- ・市は、工事監理業務の進捗状況及び内容について、随時確認できるものとする。

6 建設工事業務

(1) 業務の対象

- ・業務の対象は、各種関係法令等を遵守し、本要求水準書、契約書（案）、設計図書、事業者提案等に基づく、建設に係る一切の業務とする。

(2) 基本要件

- ・施工においては、原則として、「第2-4 適用法令・基準等」に示す設計基準、仕様書等によることとし、公共施設の標準的な水準以上を確保すること。
- ・整備期間中の建設工事に伴い、騒音、振動、悪臭、粉じん発生、濁水の発生、交通渋滞等、周辺生活環境に支障が生ずる恐れがないよう必要な対策を講じ、工事説明会を実施すること。
- ・整備期間中に第三者に及ぼした損害は、事業者が責任を負うものとする。
- ・事業者は、次に掲げる者を定め、その氏名その他必要事項を市に通知すること。
 - ◇現場代理人
 - ◇主任技術者及び監理技術者若しくは監理技術者補佐
 - ◇専門技術者
- ・現場代理人は、施設全体を十分に把握できる有能な専門技術者であって、工事の着工から試運転に至るまでの現場の一切の責任者として常駐すること。また、現場代理人の変更がある場合は、あらかじめ市の承諾を得ること。
- ・施工に必要な仮設の水道、電気等の接続は、事業者の負担において行うものとする。また、設備引渡しまでの電気、水道、燃料等の必要な使用料金は事業者の負担とする。
- ・資材置き場の位置、資材搬入路の確保、仮設事務所の設置などについては、市と十分な協議を行い、工事の施工に支障が生じないようにすること。また、整理整頓を励行し、火災、盗難等の事故防止に努めること。なお、工事に伴い発生した事故等に対する示談、補償、調停、届出等は、全て事業者の責任において処理すること。
- ・資材置場、仮設事務所、作業員用駐車場などで建設用地以外に用地が必要な場合は、事業者の責任で用意すること。
- ・工事に必要な仮設工事は、事業者の見込みにより計画すること。

(3) 着工前の業務

①準備調査等

- ・着工に先立ち、必要な準備は事業者が行うこと。

②書類の提出

- ・事業者は、次の提出書類を市に提出すること。

- ◇工事工程表
- ◇配置技術者届
- ◇施工計画書（設計照査チェックリスト、再生資源利用計画書、同利用促進計画書等）
- ◇建設廃棄物処理委託契約書の写し
- ◇その他必要書類

(4) 建設期間中の業務

①施工管理及び条件

- ・事業者は、工事現場に工事記録を常に整備すること。
- ・市は、事業者が行う工程会議に立会うことができる。また、工事現場での施工状況の確認を随時行うことができる。
- ・工事から発生した廃棄物等については、法令等に定められたとおり適正に処理すること。
- ・工事から発生した廃材等については、積極的に再資源化を図ること。
- ・道路等に損傷を与えないよう留意し、工事に際し汚損、破損した場合の補修及び補償は、事業者の負担において行うこと。
- ・必要に応じ、法令に基づく交通誘導員を配置すること。
- ・事業者は、常に工事車両搬入路及び工事現場の整理・整頓・清掃を励行し、工事中に発生する騒音・振動・粉じん等については、関係法規を遵守し現場及び現場付近の保全に努めること。なお、本事業に必要な除雪は、本事業に含むものとする。
- ・整備期間中は、火災や地震等の災害に対する事前対応を実施し、万一火災、災害等が発生した場合には、適切な事後対応を実施し、関係者の安全確保に努めるとともに、市の災害対策に必要な支援・協力を実施すること。
- ・労働者の休日は、週休二日制を導入すること。
- ・冬期間、積雪時の現場工事は休工とすること。

②書類の提出

- ・事業者は、次の提出書類を市に提出すること。
 - ◇施工体制図書（施工体制台帳、施工体系図、注文書及び請書の写し）
 - ◇退職金制度届出書、建設業退職金共済制度掛金収納届出書
 - ◇使用資材届（資材の品質、規格を証明する資料、図面等）
 - ◇工事打合せ簿
 - ◇その他必要書類

③中間技術検査

- ・市は、各年度末及び必要に応じて整備工事中に中間技術検査を実施する。また、事業者は、工事着手前に中間検査の項目、時期を市へ報告すること。

(5) 完成前の業務

①化学物質濃度測定

- ・事業者は、必要な範囲の「公共建築工事標準仕様書」1.5.9 に基づく、化学物質濃度測定を

実施すること。

- ・測定値が厚生労働省生活衛生局長通知「室内空气中化学物質の室内濃度指針値及び標準的測定方法」に定められている値を上回った場合、事業者の責任及び費用負担において、是正措置を講ずること。

②事業者による完成確認及び報告

- ・事業者は、施工者による完成確認、機器・器具の試運転検査、工事監理者による施工検査等を実施すること。
- ・施工者による完成確認、機器・器具の試運転検査、工事監理者による施工検査等の実施について、事前に市に書面で通知すること。
- ・市は、事業者が実施する施工者による完成確認、機器・器具の試運転検査、工事監理者による施工検査等に立会うことができる。
- ・事業者は、市に対して完成確認、機器・器具の試運転検査等の結果を報告すること。

③法令等に基づく完了検査等

- ・関係法令に基づく完了検査等を事業者の責任において行うこと。ただし、市は事業者からの要請があった場合、必要に応じて資料提供その他の協力を行うこと。
- ・事業者は、市に対して建築基準法第7条5項に定める検査済証その他の法令等に基づく完了検査の結果について報告すること。

④市監督員による施工の検査

- ・市は、事業者による完成確認及び報告、法令に基づく完了検査等の終了後、「公共建築工事標準仕様書」1.5.5等に基づく、市監督員による施工検査を実施する。

(6) 完成にあたっての業務

①完成時の提出書類

- ・事業者は、次の資料を市に提出し、検査を受けること。
- ・工事検査の合格後、事業者は施設を市へ引渡すものとする。
- ・必要部数は市の指示に従うこと。なお、完成図については、各諸室の面積が分かるよう、各諸室すべてについて壁芯寸法を記載すること。平面詳細図や矩形図は、仕上げや下地の厚さ、断熱材等を記載し、異なる室は、省略しないで記載すること。また、CAD 図面や計算書等、電子記録媒体で提出できるものは、媒体に収録したものも併せて提出すること。CAD 図面は、「.jww」及び「.pdf」形式とし、その他の場合は協議すること。
- ◇工事一部完成届
- ◇完成図及び竣工図
- ◇完成写真及び工事写真帳
- ◇実施工程表
- ◇出来形管理図
- ◇出荷証明書
- ◇品質管理図、各種試験成績書
- ◇什器・備品リスト

- ◇什器・備品台帳
- ◇什器・備品カタログ
- ◇廃棄物マニフェスト、建設発生土等の集計表
- ◇要求性能確認報告書
- ◇その他施工管理記録
- ◇上記のデジタルデータ一式

② 運転指導等の業務

- ・事業者は、設備機器、器具、什器・備品等の取扱いに関する市及び指定管理者への説明を、試運転とは別に行うこと。また、各施設、什器・備品等の使用方法について、操作・運用マニュアルを作成した上で、市に提出し説明すること。

(7) 各種申請及び資格者の配置

- ・工事に伴う許認可等の各種申請等は、事業者の責任において行うこと。ただし、市は、事業者からの要請があった場合、必要に応じて資料提供その他の協力を行う。
- ・工事に伴い必要となる有資格者は、関係法令等に則り適切に配置すること。

7 既存施設の解体工事業務

(1) 業務の対象

- ・業務の対象は、各種関係法令等を遵守し、本要求水準書、契約書（案）、設計図書、事業者提案等に基づいた、既存施設の解体等に係る一切の業務とする。

(2) 基本要件

- ・新第2リフト完成前に、解体工事を行う。
- ・既存第2クワッドリフトの搬器・部品等、既存第1クワッドリフトのスペア部品として利用可能なものについては、再利用を図る計画とする。
- ・建設工事に際し支障となるゴンドラ支えい索の全部撤去及び通信ケーブルの一部撤去を含む。
- ・工事期間中に第三者に及ぼした損害は、事業者が責任を負うものとする。
- ・その他、第4-6-(2)に準じ、工事を行うこと。

(3) 工事の範囲

- ・解体撤去の工事範囲は、既存第2クワッドリフトの施設・設備の全部、及び建設工事に際し支障となるゴンドラの施設・設備の一部とする。
- ・ただし、森林管理署が、解体撤去により地盤の崩落を招く恐れがあると判断した場合は、ロープ支柱の基礎部分を残存させる場合がある。

(4) 着工前・解体期間中の業務

- ・解体対象施設・設備を事前に調査し、市の承諾を得ること。なお、当該事前調査に該当がなく、開示する図面等にも記載のない工作物の撤去等については、市と協議を行うこと。
- ・再利用が可能な部材について調査の上、市と事前協議を行い、再利用に向けて丁寧に取り外

しを行うこと。

- ・事前調査の結果を基に関係法令等に従い、「解体工事施工計画書」、「解体工事工程表」を作成すること。
- ・解体撤去に伴い発生した廃棄物は、関係法令に従って適正に処理・処分すること。
- ・再利用が可能な部材は、洗浄もしくは清掃の上、指定場所に積置きすること。

(5) 完成にあたっての業務

- ・第 4-6(6)「建設工事業務」の「完成にあたっての業務」に準じ、市が工事検査を実施後、引渡しを行うこと。

8 保証について

- ・契約不適合責任期間は、建築工事関係の契約不適合責任期間においては、引渡後 3 年間以上とする。ただし、その契約不適合の内容が建設事業者の故意又は重大な過失により生じた場合には、その担保期間は 10 年とする。なお、市と建設事業者が協議のうえ、別に定める消耗品についてはこの限りでない。
- ・索条の伸び調整等、リフト運行開始後の初期に想定される調整・補修は、保証の範囲とする。